多治見市是正請求手続条例の構造 平成 21 年条例第 42 号

第1章 総則

第1条(目的)

第2条(定義)

第3条(是正請求)

第4条(他の制度との関係)

第5条(適用除外)

第6条(執行停止)

第7条(標準審理期間)

第2章 是正請求

第1節 是正請求手続 第8条(是正請求書の提出) 第9条(代表者) 第 10 条 (参加人)

第2節 審理手続等

第1款 審理手続

第 11 条(審理員の指名)

第 12 条 (審理手続の計画的進行)

第13条(手続の併合又は分離)

第14条(弁明書の提出)

第15条(反論書等の提出)

第 16 条(口頭意見陳述)

第17条(証拠書類等の提出)

第18条(物件の提出要求等)

第19条(是正請求人等による物件の閲覧)

第 20 条(審理手続の終結)

第2款 審理員

第 21 条 (審理員)

第22条(審理員の職務)

第23条(審理員等の保護)

第3節 是正請求審査会への諮問 第24条

第4節 決定

第 25 条 (決定)

第 26 条 (是正請求の認容)

第27条(是正請求の却下又は棄却)

第28条(決定の方式)

第 29 条(決定の拘束力)

第30条(証拠書類等の返還)

第3章 是正請求審査会

第1節 設置及び組織

第31条(設置) 第32条(組織) 第2節 調査審議手続

第 33 条(審査会の調査権限)

第34条(意見の陳述)

第35条(主張書面等の提出)

第36条(提出資料の閲覧) 第37条(答申書の送付等)

第38条(運用状況の公表) 第39条(委任)

第4章 雑則

附則

第1条(施行期日)

第2条(準備行為)

第3条(経過措置)

第4条(多治見市行政手続条例の一部改正)

第5条(多治見市職員による公益通報に関する条例の一部改正)

第6条(多治見市情報公開条例の一部改正)

第7条(多治見市個人情報保護条例の一部改正)

第8条(多治見市情報公開条例及び多治見市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条(多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)